

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム星ヶ丘ホーム）

の入所に係る指針

第1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成14年8月7日厚生労働省令第104号）に基づき、入所に関する基準等を明示することにより入所決定過程の透明性と公平性を確保し、入所申込者及びその家族（以下「入所申込者等」という。）並びに地域社会の安心に寄与することを前提に、老人福祉法に定める特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）が、介護保険制度において真に指定介護福祉施設サービスを必要とする入所申込者等の生活の質の向上を図ることを目的とする。

第2 入所対象者

入所対象者は、介護保険法の定めにより要介護1・2・3・4及び5と認定された者のうち、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者とする。

第3 入所順位の決定

入所順位は、第2に掲げる入所対象者のうち、入所の必要性が高い者から優先して決定する。

第4 入所検討委員会

- 1 施設は、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所順位の決定を合議制により行う。
- 2 委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び第三者委員等で構成し、必要に応じて関係職員を出席させることができる。
- 3 委員会は、おおむね三ヶ月に1回の開催とし、特段の必要がある場合には施設長が適宜に開催することができる。
- 4 委員会の出席者は、入所申込者等の個々のプライバシーに配慮し、その職を退いた後も知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第5 入所順位の基準及び手続き

- 1 入所申込者等が入所申込書（様式第1号）に必要事項を記入し提出し

た場合には、入所申込者一覧表（様式第3号）（以下「入所申込一覧」という。）の末尾の順位に追加する。

また、介護支援専門員等は、入所申込者等の協力を得て個別状況調査票（様式第2号）を作成する。

なお、入所申込者の状況が変動した場合については、入所申込者等からの申し出を基本とし、状況変動の申し出がある毎に個別状況調査票及び入所申込一覧の加除訂正を行うものとする。

2 入所検討委員会の開催

(1) 入所申込者状況調査一覧表及び優先入所対象一覧表の作成

委員会の開催にあたり、個別状況調査票を資料として別表中「基本調査参酌基準」に基づいて入所の必要性の高さを点数化し、入所申込一覧から入所申込者状況調査一覧表（様式第4号）（以下「状況調査一覧」という。）を作成する。

次に、状況調査一覧の上位10名程度の者について、別表中「優先入所順位参酌基準」に基づき優先入所対象一覧表（様式第5号）（以下「優先対象一覧」という。）を作成する。

なお、当該一覧には、特に「入所の必要性の高さ」を示す詳細な内容や居宅介護の困難性を示す事情等を記載する。

(2) 委員会の開催

ア 委員会に提出すべき資料は、入所申込一覧、状況調査一覧及び優先対象一覧とする。

なお、入所申込書並びに個別状況調査票やその他の参考となる資料は必要に応じて提出する。

イ 委員会における入所順位の決定の経過は、詳細かつ正確に記録し、特に入所順位の変更の際には、この内容と合致しなければならない。

ウ 委員会における入所順位の決定の経過の記録は、2年間保存する。

また、施設は、市町村又は都道府県から求めがあったときは、この記録を提示するものとする。

3 入所にあたっては、施設側の受入体制や機能、空ベッドの状況、入所希望者の性別や心身状況の変化等により委員会で決定された入所順位による入所に支障があるときには、施設長の判断により、その一部を調整し入所させることができる。

なお、この場合には、その経過を記録し、委員会に報告しなければならない。

4 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託があった場

合には、施設長は、優先入所の順位によらず、入所させることができる。
この場合には、その根拠を記録し、委員会に報告しなければならない。

- 5 施設は指針を公表するとともに、入所申込者等に対して、指針の趣旨や手続き等についての十分な説明を行い、書面により同意を得る。また、入所順位の決定が行われた場合には、入所申込者等の求めに応じてこれを説明しなければならない。

第6 介護支援専門員との連携

個別状況調査票の作成方法は、施設内介護支援専門員等による面接調査や居宅訪問調査等によるものとする。

なお、より詳細かつ正確な情報資料の作成、あるいは適宜の更新情報収集のために各居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員等との連携強化を図る。

第7 入所の取扱に関する適正な運用

施設における入所順位決定及び入所の調整に関しては、当該指針に基づき適正に実施する。

なお、指針に明記されていない特別な事態に対しては、原則として委員会において合議により決定すべきであるが、緊急やむを得ない場合には施設長が適正な措置を講じた後に委員会に報告する。

第8 その他の事項

- 1 3ヶ月以上の長期入院により施設を退所した者が、退院により再度の入所申込をした場合においても、この指針のとおり取り扱う。
- 2 入所順番の到来した入所希望者が、即時の入所を希望しない場合には、次回の委員会において、再び優先入所順位の決定を行うものとする。
- 3 この指針の運用にあたっては、県及び市町村は必要な助言及び協力を行うものとする。

附則

- 1 この指針は平成15年3月18日から施行する。
ただしこの指針による入所順位の決定の運用は、平成15年6月1日から開始する。

基本調査参酌基準

NO	項目	積算の根拠	点数
1	要介護度	要介護度5を5点とし、要介護度1は1点	1～5点
2	痴呆度 IV又はM	せん妄、妄想、興奮、自傷、他害行為があり継続する状態にある場合	3点
	痴呆度 IIIa又はIIIb	徘徊、失禁、大声、奇声、火の不始末、不潔行為、性的異常行動等がある場合	2点
	痴呆度 IIa又はIIb	金銭管理、服薬管理等ミスがあり、留守番や来訪者の対応ができない場合	1点
3	介護者の有無	単身世帯である場合	3点
	介護者の高齢等	介護者が高齢、障害、病弱である場合	2点
	介護者の就労等	介護者に就労等の事由がある場合	1点
	他の要介護者の存在	家族の中に他の要介護者がいる場合	1点
4	居宅サービスの利用状況	単位数の2分の1以上の利用がある場合	2点
		単位数の2分の1未満の利用である場合	1点
	施設サービスの利用状況	介護療養型医療施設、介護老人保健施設に長期に入所(入院)している場合で退所(退院)を求められている場合	2点

(注意事項)

- 1 痴呆度とは、「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」に基づく各ランクを指す。なお、要介護認定時考慮に加えて、痴呆度を別途考慮する主な事由は、現実的に問題行動の多寡によって介護の困難性が著しく変化するためである。
- 2 居宅サービスの単位数とは、支給限度額示す。
- 3 居宅サービス及び施設サービスの利用状況では、いずれか一方で採点する。また、施設サービスには一般病院への社会的入院の状態を含める。
- 4 寝たきり度(障害老人の日常生活自立度)は、要介護認定において既に考慮されており、再考慮は不要と判断する。
- 5 入所待機期間
この指針の入所申込者等への周知前に申込をした者に対して、下表のとおり待機期間の長短に応じて加点する。
この加点は、周知以降の入所申込者に対しては適用しない。(決定日以降となるので日付を入れる)

待機期間の積算根拠	点数
周知時点で申込から2年以上待機している場合	3点
〃 1年6ヶ月以上2年未満の場合	2点
〃 1年以上1年6ヶ月未満の場合	
〃 6ヶ月以上1年未満の場合	1点
〃 6ヶ月未満の場合	

優先入所順位参酌基準

介護の必要性和居宅における介護の困難性を、介護支援専門員等が調査実施した個別状況調査表による特記すべき事項等を勘案し、優先対象一覧を作成する。

優先対象一覧による入所順位の決定の際には、入所申込者の入院治療等の必要性や、高度な機能回復訓練の必要性及び著しい問題行動への対応が可能か否かを判断するものとする。

指定介護老人福祉施設 星ヶ丘ホーム

施設利用手続きのご案内

○ 施設利用ができる方

第1号被保険者または第2被保険者の方で、要介護認定を受け、要介護1～要介護5と認定された方がご利用できます。非該当（自立）、要支援と認定された方はご利用できません。

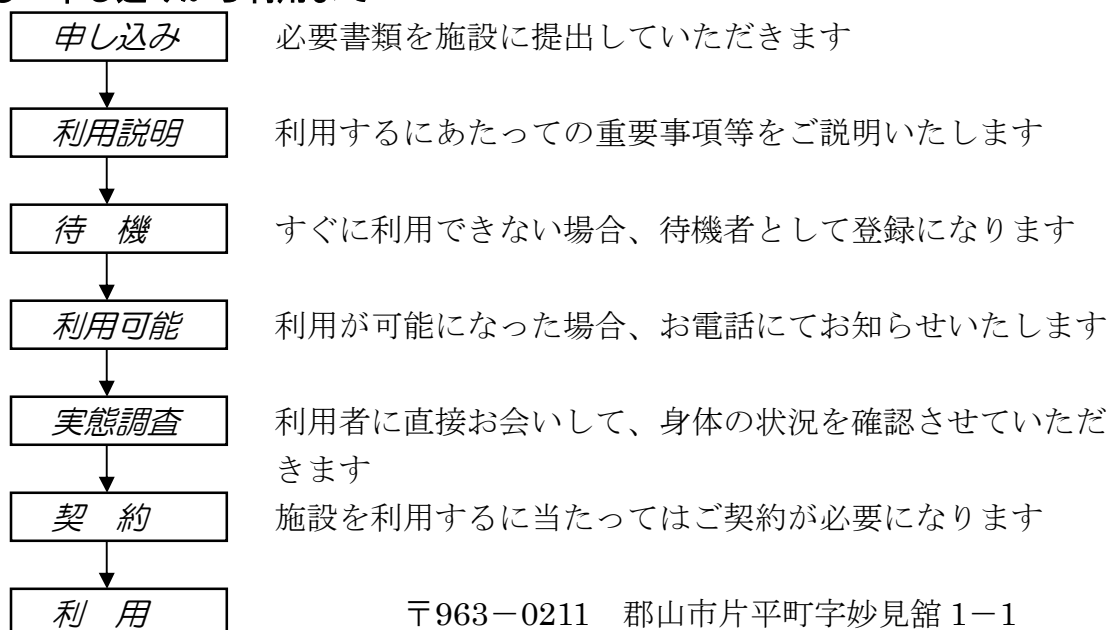
○ 申し込みに必要な書類

- 1 指定介護老人福祉施設「星ヶ丘ホーム」入所申込書
- 2 特別養護老人ホーム「星ヶ丘ホーム」個別状況調査票
- 3 同意書（郡山市に住所がある方のみ）
- 4 居宅サービス利用票及び別表（在宅で介護保険サービスを利用している方のみ）
- 5 被保険者証（写）、健康保険証（写）、老人医療受給者証（写）

○ ご利用・契約の際に必要な書類

診断書（場合によって必要）	住民票（利用者と連帯保証人）
戸籍謄本	老人医療受給者証
健康保険証	身体障害者手帳（交付されている方）
介護保険証	印鑑（利用者と連帯保証人）
重度心身障害者医療受給者証（交付されている方）	
年金または恩給証書	
年金または恩給の源泉徴収票	

○ 申し込みから利用まで



〒963-0211 郡山市片平町字妙見館1-1

Tel024-952-6412 Fax024-952-6797

（担当）生活相談員 鈴木・菊池・佐藤